東海日中貿易センター

TOKAI JAPAN-CHINA TRADE CENTER

中部経済界訪中団、河南省を訪問

~中原から広がる一帯一路~

小澤哲会長を団長とする中部経済界訪中団2017 (18社25名※事務局を含む)は7月31日から8月5日 にかけて、河南省を訪問した。

7月31日、中部国際空港から上海浦東国際空港に 飛び、上海虹橋駅から高速鉄道に乗車して河南省の 省都、鄭州市に入った。二日目の8月1日から中国 国際貿易促進委員会河南省委員会の受け入れの下、 鄭州市にて公式活動を行った。

【鄭東新区】

8月1日はまず、鄭州市東部で開発が進められている新市街地、鄭東新区を訪れた。新区は高層オフィスビルが集中する中央商務区(CBD、Central Business District)、住宅地区、大学城(学園地区)などで構成される。李克強現首相が河南省の省長であった2000年に省政府が計画を発表。翌2001年に省政府が募集した都市計画のマスタープランの国際入札で(㈱黒川紀章建築都市設計事務所が落札し、2003年に国際会議場(鄭州国際会展中心)の建設を皮切りに着工された。

当初の計画面積は150kmで、発表当時の鄭州市街地の面積を10km以上も上回る壮大な規模であったが、着工から10年を迎えた2013年には更に1.5倍の260kmに拡張することが決まるほど着実に開発が進んでいる。2016年末時点で130kmまで開発され、137万人が居住。

本団は「鄭東新区計画展覧館」にてジオラマやパネルによる説明を受けた後、中国中部で最も高い高層ビル「千璽広場」(280m、58階建、通称は大きなト

ウモロコシを指す大玉米) に登頂。本来は58階の展望室から黄河を含めて鄭東新区全体を見渡すことができるはずであったが、あいにくの雨天で眺望は叶わなかった。それでも、都市開発に巨額の資金が投じられていることは十分に確認できた。

【河南省人民政府】

鄭東新区を視察後、新区内の省政府庁舎向かいのホテルで、舒慶・河南省副省長、郭俊峰・河南省外事弁公室巡視員(前副主任)、万正峰・鄭州市副市長、梁杰一・中国国際貿易促進委員会副会長らとの会見ならびに省政府主催の午餐会が行われた。



小澤会長(左)と舒副省長(右)

舒副省長 発言要旨

河南省は人口が多く、文化や経済、農業が発達した省である。歴史的には北宋、南宋の時代まで中国の政治経済の中心地、中原にあり、(中国初の皇帝とされる)黄帝もまたこの地の出身で、中国8大古都のうち4都市がこの河南省にある。

	主	要	目	次		
中部経済界訪中団、					る一帯一路~	1
会務報告 協議員2名	が交代・					5
春節祭への協力に慰						
趙大為 中国駐名さ 中国実務セミナー 中						
共催セミナー「日本						

東海日中海運懇話会・鄧偉総領事との交流会を開催	
~同日、総領事館一行は名古屋港を視察~7	
9月・10月の行事案内8	
上半期 訪日外客数 中国が第2位へ9	
寄稿 中国労働仲裁、労働裁判の法制度及び実務(7) ・・・・・・・・・10	
西安デスクNEWS	
<中国短信>	
中国経済データ······ 16	

農業が盛んで、中国全体の穀物の1/10、小麦の1/4 が河南省で生産されている。それに関連し、省の重 点産業である穀物加工業は1兆元を超えている。

交通の中枢に位置し、高速鉄道網を急速に整備しており、5年以内に「米の字型」(四方八方)に伸びる交通体系ができる予定である。高速道路は6,400km整備され、中国トップクラスにある。航空輸送網も急成長しており、鄭州空港では滑走路が2本整備され、16年の航空貨物取扱高は45.7万tで中国7位に、旅客利用者数は延べ2,000万人を超え、中国15位となっている。

対外開放の進んだ省であり、16年の輸出入貿易額は中国中西部でトップ、全国でも10位であった。とりわけ、中国・ヨーロッパ間の貨物列車「中欧班列」の定期運行では週6往復を実現し、中国の中でも最も順調に伸びている地区である。ヨーロッパ向け「中欧班列」の輸出貨物のうち15%が日本・韓国産で、江蘇省連雲港市から陸揚げされた後、鄭州から輸出されている。中央政府は河南省の対外開放を支援しており、支援策の一つに「自由貿易試験区」が挙げられる。通関の利便性を高めることを第一に、世界基準に満たすべく国内の改革を進め、外資が進出しやすい環境の整備を進めている。そして中央政府は河南省が中国中部に位置する地理的優位性に着目し、空港の対外開放をさらに進めた経済成長をめざし、鄭州航空港経済総合実験区を認可している。

紆余曲折を経て、河南省のGDPは4兆元を超え、中国トップクラスまで拡大した。一方、1億人以上の人口を抱えており、一人あたりのGDPは極めて小さい。 経済成長を続けている過程においては構造的な矛盾も露呈してきており、貧困層を減らすことも課題となっている。これらの問題を解消すべく、現在取り組んでいる。

中国と日本は一衣帯水の関係にあり、2000年にわたる交流の中で両国国民は平和と友好を目指してきた。両国の経済面での相互補完性は非常に高く、河南省において輸入相手先として日本は1位で、輸出相手先では2位となっている。中日関係は政治面で様々な問題を抱えているが、昨年9月に浙江省杭州で行われたG20において、習近平国家主席は安倍首相との会談で「中国政府は日本との関係を重視しており、友好を基本方針とすることを今後も変えない」と伝えている。関係が厳しい時こそ、コミュニケーションを強化すべきで、民間の交流や協力が必要である。そう言えるのは、これまでも両国の交流

は民間レベルの交流を基礎としてきたためである。東海日中貿易センターの会員企業の中には河南省に進出されているところもあるが、その規模はまだ大きくないと思う。このことは好スタートを切りやすいということも示している。我々としては自由貿易試験区の運営をはじめ、投資環境の更なる改善に努めていくので、皆様に河南省を視察し、河南省に投資いただくことを期待している。皆様の投資が両国の関係改善につながると信じている。

小澤団長 発言要旨

こちらに来る前に鄭東新区を案内いただいた。あ の高いビッグトウモロコシ(大玉米)にも登ってきた。 涼しい気候であった代わりに、雨で曇って何も見え なかったが、ジオラマでの詳しい説明を受け、大変 感銘した。歴史と現代を融合させた都市計画、その スケールの大きさに只々圧倒された。東西南北の交 通の要衝であるこの中原の地が、再び西へ延びる現 代のシルクロードの起点になると実感した。中国の 8つある古都のうち4つが河南省にあると先ほど聞 き、その古都が再び中国さらには世界の物流、商流 の一大拠点になると今日の施設を見て確信した。中 国政府が進めている「一帯一路」の一帯の部分の一大 拠点になると実感した。アメリカが自由貿易から一 歩後退をする、イギリスがEUからの離脱を決め、 自由貿易主義が侵されようとしている中で、「一帯一 路」という自由貿易の政策がこの中国の河南省で推し 進められることを、我々日本企業も期待をしている。

我々がこの河南省を訪問した目的は二つあり、ビジネス、民間の交流を通したビジネスの拡大が目的の一つである。日中関係は政治の面では少しずつ改善はしてきているが、解決が難しい課題がまだまだ残っている。程永華・中国駐日大使は「こういう時だからこそ、経済、文化、スポーツの交流を通して両国の関係を下支えすることが重要である」と我々に話をされたことがあった。私も全くその通りであると思う。今回私どもの訪中に対しては、東京の中国大使館、それから名古屋の中国総領事館から例年にない支援をいただいた。これに対し、心から感謝すると共に、中国政府が日中関係を前に進めたいという強い熱意を感じている。

二つ目の目的は中国の企業の方としっかりとしたコ ミュニケーションを図り、できれば日中企業間で新し いビジネスを創り出す糸口を探し出すことである。先ほど河南省が中国の小麦の1/4を生産し、同時に第二次産業、第三次産業においてもバランスのとれた成長がなされているとのお話があり、この河南省を訪れ、新たなビジネスの糸口が見つかることを期待している。

【中国国際貿易促進委員会河南省委員会との交流会】

8月1日午後、鄭州市内ホテルにて訪中の受入団体、中国国際貿易促進委員会河南省委員会(河南省貿促会)との交流会が催された。中国の企業・団体26名と本団25名が出席の下、日本3社、中国2社が自社の紹介を行った。本団からは河南省貿促会から寄せられたテーマ「日本企業が100年続く秘訣」に従い、日本でも有数の歴史を持つ老舗企業の3名が登壇した。

岡谷鋼機㈱ (1669年創業、 社歴348年)の 金剛宣邦常 務取締役は、





自社の紹介を行う岡谷鋼機㈱の金剛常務

DVD放映後の補足説明を行い、農機具の販売から始まった事業が様々な変遷を経て、現在では鉄鋼、情報・電機、産業資材、生活産業の4セグメントで事業を行い、「人を大切に」している事例として現役社員やOBによる懇親会を定期的に開催し、亡くなられたOBに50回忌まで法要を行っていること、学生への支援、社員による事務所周辺での清掃活動、中国で広州、北京、天津、上海の拠点が共同で大学生を対象にした日本語スピーチコンテストの開催など「社会との共生」、そして「堅実・誠実」の企業文化として、現地、現物、現人の心構えで努力をし、肩を張らずに真面目にコツコツやっていこうとしていると説明した。

愛知時計電機㈱(1898年創業、社歴119年)の大西和光取締役・専務執行役員からは「1898年に時計で創業した会社であり、当時は置時計を製造し中国にも輸出していたとの記録が残っている。その後、1950年代に時計のほかに、水道メーター、ガスメーター、自動車用スピードメーター、工作機械を製造。1980年代になると電子化された水道メーター、ガスメーターを製造するようになり、2000年代には医療用の流量センサー(透析用)、スマートメーターの製造を手掛け、海外展開も行うようになった」と説明があった。続いて放映された会社紹介のDVDでは、世界初の電磁式水道メーターの開発秘話など

が紹介された。

鈴与㈱(1801年創業、社歴216年)の平野広幸取締 役は、①216年生き残るために何をしてきたか、② 一番大事にしている理念、の2点に的を絞って説 明。「創業当時、日本は鎖国中で日本国内の船の輸 送に関する物流から始まり、19世紀後半の黒船到来 以降は海外との輸出入に関する物流を手掛けるよう になった。その後、終戦からの復興や1970年代のコ ンテナリゼーションを経て、21世紀になるとグロー バリゼーションが始まり、日本企業の海外進出に合 わせ、海外14カ国に22拠点を置き、また世界的なフ レイトフォワーダー、UPS社と提携し、全世界120 カ国との国際輸送網を構築。時代の変化にスピー ディに対応することで216年生き残ってきた」と自社 の歴史を振り返った。「一番大事にしている理念」は、 「共生(ともいき)」という言葉で集約されるとし、共 生は一般的に一緒に生きる、共に補完し合うといっ た意味だけでなく、社員が自立することが大事で、 自立できてはじめて相手を慮る、尊重できると独自 の「共生」が根幹にあると紹介された。

続いて河南省の企業2社による説明があり、越境 ECサイトを運営する豫満全球跨境電商発展有限公司 の崔霄鶴・海外市場部総監は「中国古磁器の復興と日 中交流」と題し、宋代の五大窯とされる汝窯、鈞窯、 官窯、定窯、哥窯のうち汝窯、鈞窯、官窯はいずれも 現在の河南省に位置し、現在でも伝統工芸として河南 省産の陶磁器が輸出されていることや、日本の陶磁器 にも古くから影響を与えてきたことが紹介された。河 南省最大手の建設会社、中国建筑第七工程局有限公 司(中建七局)の林培龍招商総監からは、設計や環境 対策などの分野で日本企業との協力を積極的に行って おり、さらに拡大していきたいとアプローチがあった。

【鄭州航空港経済総合実験区】

8月2日午前、鄭州市中心部から東南へ30kmの地、鄭州航空港経済総合実験区を訪れた。実験区は名前の通り、鄭州空港を取り囲むように区画された開発区である。2007年に河南省人民政府に認可された「鄭州航空港区」として誕生。その後、国務院から2010年に「鄭州新鄭総合保税区」に、2013年に「鄭州航空港経済総合実験区」に認可された比較的新しい開発区である。2010年にフォックスコン(台湾ホンハイの中国現地法人の社名)が進出し、米アップル社のアイフォンの主

力工場となって以降、スマートフォンの生産が急拡大し、ほかのスマホメーカーの進出も相次いだ結果、現地では全世界の1/7を生産しているとの説明があった。計画面積は415kmと、名古屋市の総面積326kmを上回る。

本団はパネルやジオラマによる説明を受けた後、 張延明・党鄭州市委員会常務委員兼鄭州航空港経済 総合実験区工作委員会書記らと面会した。

張書記は「国務院から航空経済実験区として唯一 認可されたエリアで、国際航空物流センターに位置 づけられている。昨年、果物の輸入では鄭州空港を 経由した輸入が中国全体の60%を占め、これは鄭州 空港に地の利があり、鄭州空港で輸入して中国各都 市に配送した方がトラック輸送のコストを抑えられ るためである。鄭州空港はまた魚貝類の輸入も多い 空港であり、昨年の輸入量は中国トップであった。 我々の空港や保税区では24時間常時通関できる体制 を整えており、中国中西部で最も通関できる商品が 多く、食肉、魚貝類、果物、花卉を通関できる。年 内には食品・医薬品の輸入通関もできるようになる 予定で、日本から医薬品や健康食品が大量に輸入 されることが見込まれる。航空貨物輸送に関して、 我々はルクセンブルクの国際貨物航空会社、カーゴ ラックスに35%出資し、日本の小松空港との間で定 期便が飛んでいる。このように日本と協力できる環 境がかなり整ってきたと考えている。東海日中貿易 センターと我々は企業向けにサービスをしている点 は共通する。区内には15,000社が拠点を置き、その うち個人事業主が約8千社、法人が6千~7千社あ る。そうしたことから、枠組み協定を結び、河南省 の企業とセンター会員企業との相互交流や協力を図 りたいので、検討いただきたい」と提案があった。

この提案に対し、小澤会長は「我々としても中国の中部と日本の中部がしっかりと交流、情報の交換をできることは、この上ない喜びである」と応じ、「昨日、舒慶副省長より一帯一路は陸、海のみならず、空も含めて三次元で考えるべきと話があり、この区が中国初の航空港経済実験区になったということは、鄭州にとって三次元のシルクロードの起点になることを意味すると思った」と期待を寄せた。

張書記との面会後、区内のスマホメーカー、河南 省金昌威電子有限公司を見学した。広東省深圳市に 本社を置き、銅やタングステンなど非鉄金属の採 掘や精錬などを手掛ける正威国際集団(AMER)が 2015年設立した会社で、スマホの生産はグループの 新規事業との位置付けであった。アセンブリは全て 手作業で、1億人の人口を有する河南省では今も労 働集約型産業が健在していることを伺わせた。

【鄭州国際陸港】

8月2日午後、中国・欧州間の鉄道貨物列車[中 欧班列」の専用駅「鄭州国際陸港」を訪問した。運営 会社、鄭州国際陸港開発建設有限公司の郭新年副 総経理からは「2013年に設立され、4年目だが、貨 物列車は輸出の往路が毎日1便、輸入の復路が日曜 日を除く週6便を運行できるまでになった。2017年 は上半期に219便運行し、下半期は上半期より貨物 が増える見込みで、通年で往復合わせて500便運行 する予定である」と好調さが伝えられた。独ハンブ ルグまでの距離は、シベリア鉄道を使った北回り のルートで1万300km、新疆ウイグル自治区の阿拉 山口からカザフスタンやロシアを経由する南回り ルート[ニューユーラシアランドブリッジ]で1万 214km、どちらでも所要時間は約15日とのことで あった。同社では、列車の位置情報を表示した大型 液晶ディスプレイ、混載作業倉庫、越境EC貨物の 税関検査所を視察し、欧州との鉄道貨物が更に増加 することを目の当たりにした。

【鄭州三全食品股份有限公司】

8月3日午前、食品メーカーである同社を訪問した。同社は1993年創業の中国冷凍食品最大手で、湯圓(中国の団子)、餃子ではシェア30%を誇る。田鉄華・餐飲事業部銷售総監による案内の下、湯圓、餃子の生産ライン全体を見学した。中国7工場で約1万人。鄭州工場は古くできた工場で、自動化率が相対的には低く、約6千人と多いとの説明があったが、2010年ごろまではほとんどを手作業であったとのことで、自動化への設備投資が進んでいた。



三全食品にて

その後、本団は少林寺や龍門石窟など日本とも縁 が深い地を訪問し、8月5日に河南省を後にした。

会務報告

協議員2名が交代

6月の定時会員総会以降、2名の協議員より交代の申し出があり、書面議決による臨時理事会を開催した結果、7月28日に理事会の承認があったものとみなされ、下記の2名の協議員交代が承認された。

退任 岩瀬正明 名古屋鉄道㈱ 専務取締役

坂野和秀 豊和工業㈱ 取締役会長

新任 岩切道郎 名古屋鉄道㈱ 取締役

塚本高広 豊和工業㈱ 取締役社長

春節祭《の協力に感謝》春節祭応援炎好交流会

7月25日夜、名古屋市内のホテルにて日中国交正 常化45周年を記念して春節祭応援友好交流会が開催 され、関係者約200名が出席し、来年1月6日開幕 予定の第12回名古屋中国春節祭に向けて、暑気払い を兼ねた交流の場となった。

当センターからは原田泰浩副会長と大野大介常務 理事兼事務局長の両名が出席した。

はじめに、主催者を代表して鄭興・第12回名古屋中国春節祭実行委員長が挨拶し、続いて来賓を代表して、鄧偉・中国駐名古屋総領事、太田宏次・NPO法人愛知県日本中国友好協会会長、原田泰浩・当センター副会長、石澤龍彦・中部運輸局長が祝辞を述べた。

また、鄧偉総領事より、長年にわたり協賛協力を 賜った企業・団体に対し、感謝状の贈呈式が行われ、 協賛協力会社を代表してアサヒビール(株)ほか10社と当 センターには特別協力団体として、感謝状が贈られた。



感謝状を贈られた協賛協力企業代表

続いて、㈱日本リートの松島敬尚・代表取締役社 長が乾杯の発声を行い、和やかな雰囲気の中で交流 が進められた。

なお、当日、欠席された協賛協力企業各社には、 後日、感謝状が郵送されるとの事。

趙大為 中国駐名古屋総領事館副総領事が帰任

8月10日午後、中国駐名古屋総領事館の趙大為副 総領事が帰任の挨拶の為に李昱堃・同領事アタッ シェと当センターを訪問し、原田泰浩副会長及び大 野大介常務理事兼事務局長が対応した。

趙副総領事は、名古屋での勤務は1年10カ月だが、2010年から大阪総領事館、韓国・釜山総領事館にも勤務され、7年半あまりも連続して海外勤務が続いている。

20日に帰任した後は、暫く外交部での勤務になるのではとの事だった。



退任挨拶をする趙大為副総領事(左)

中国債権回収 最前線

当センターでは7月25日午後、金藤力・弁護士法 人キャスト大阪事務所/北京事務所所長・日本国弁 護士を招き、標記セミナーを開催した。



前半では、最近の中国における債権回収事情の紹介があり、司法による債務不履行に対するペナルティ

が拡充されつつあるが、平時から債権回収を考慮した 準備が必要であるとし、取引開始前の事前調査や、中 国の各種担保制度を理解しておく必要があるとした。

また、債権回収のリスクを早期発見する為の具体 的な方法が紹介され、法的手段に至る前に企業とし て努力することの重要性が強調され、その具体的行 動、交渉術等を幾つかの例で紹介した。

後半には、実際の法的手段に至った場合の提訴から判決までの各種手続き、スケジュールを紹介。続いて、判決後の強制執行について、今年5月から施行された新規定に基づく状況が解説されたが、強制執行には未だ難しい面が多く、できれば和解に向けた交渉、解決が理想的として、実例を挙げてその方法が紹介された。

当日は39名が聴講した。

共催セミナー

「日本企業の対中投資動向2017」調査報告会

8月7日午後、日中投資促進機構と当センター中国 投資企業部会の共催で標記調査報告会を開催した。

機構は、日本企業の対中投資における投資環境の 現状と課題を調査すべく、2016年8月より約10カ月に 亘り会員企業を中心にヒアリング調査並びに北京・上 海・深圳で訪問調査を実施し、報告会の運びとなっ た。尚、報告会は、先に広州、上海、北京、東京 で開催され、当地域では5都市目の開催となった。

冒頭で、嶋原信治事務局長が「商務部によると 2016年の海外から中国へ直接投資は1,260億 ¹₁, と前年同様高水準の実行額であった一方、日本からの直接投資は31.1億 ¹₁, と最高額を記録した2012年(74億 ¹₁)の半分以下まで減少している。複雑な事情を抱える日中関係の中、中国ビジネスを行う上での情報を適切に、タイムリーに且つリアルにご提供するという私どもの役割も益々重要になっている。その一環である当報告会が皆様方の対中投資の基調となれば幸い」と挨拶した。

報告会は、第1章・データ分析、第2章・投資マインド(日中世論、定期アンケート、業界別マインド)、

第3章・注目産業(自動車、ロボット、小売・サービス)、第4章・まとめからなる4部構成となっており、対中投資のマクロデータ分析にはじまり、会員企業へのアンケートやヒアリングに基づいた投資マインド分析が述べられ、注目産業については、現地調査を実施し、ヒアリング等掘り下げた調査を行った上で、今後の市場状況並びに日本企業の展望等が述べられた。

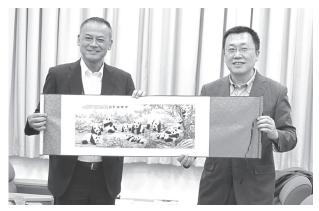
報告会には、来賓として、中国駐名古屋総領事館の申字(しんう)経済商務担当領事をお招きし、会の終盤に申領事から所感が述べられた。会には、中国投資企業部会の坂田光徳部会長(岡谷鋼機㈱取締役)、清水純一副部会長(東洋電機㈱参与)等、計16名が受講した。



東海日中海運懇話会・鄧偉総領事との交流会を開催

≪同日、総領事館=行は名古屋港を視察≫

8月9日(水)午後、名古屋港管理組合の協力の 下、鄧偉・中国駐名古屋総領事ら一行8名が名古屋 港の視察及び名古屋港水族館の参観を行った。



(森理事長(左)と鄧偉総領事(右))

先ず、名古屋港水族館特別室にて、(公財)名古屋 みなと振興財団の森俊裕理事長から水族館の概要説 明がされ、続いて、北館3階スタジアム特別観覧席 にてイルカパフォーマンスの見学及び館内見学後、 港務艇に乗船し、名古屋港視察を行った。

艇内では、名古屋港管理組合の服部明彦専任副管理者等から概要説明、同港の実績及び特徴、名古屋港にある各埠頭の説明を聞いた。

18:00より東海日中海運懇話会主催による「鄧 偉・中国駐名古屋総領事一行との交流会」を開催し た。

交流会の冒頭、飯 田輝智東海日中海運 懇話会会長(名港海 真)より、「日中関係 は、両国政府及び関係各位の努力には り、改善の方向に向 かっている。本年は 日本と中国の国交正



常化45周年で、また来年は日中平和友好条約締結40 周年を迎える中、両国間の様々な交流を通じて、日 中関係の改善が更に進むと期待している」とし、ま た、「東海日中海運懇話会は、当地区と中国との貿 易の促進と友好増進をはかり、相互理解を深め、港 湾・運輸業務の円滑化をはかることを目的に、1971年9月に設立した。メンバーは当センターの港湾・運輸関係の会員企業が中心となっており、設立からこれまでの46年間にわたり、中国交通運輸部及び各港湾との交流や、視察団の派遣、講演会の開催など、様々な活動を行ってきた。引き続き当地区と中国との交流を促進して参りたいので、皆様のご協力、ご支援をお願いしたい。」と挨拶し乾杯した。

続いて、鄧偉・総 領事(写真)が「双方 の努力により、中日 関係は改善しつつあ る。名古屋港の貨物 取扱量は日本最大 で、その内、対中国 貨物が全体に占める 割合は40%に達して いると先程の視察で



ご紹介を受けた。これは、偏に本日ご臨席いただいている皆様方の努力の賜物であります」と挨拶した。また、10月末から派遣の中国港湾物流視察団について触れ、「今回の視察には"一帯一路"をテーマにした内容(ベトナム視察)もあり、時代の流れに沿っている」と評価し、中国総領事館としても、出来る限りの協力をすると述べた。

交流会には懇話会の会員、総領事館8名を含む計38名が親睦を深めた。

<中国名古屋総領事館出席者>

鄧 偉 総領事

李 穎 領事(科学技術担当)

申 宇 領事(商務担当)

王 栄霞 領事

冉 文明 副領事

孫 安妮 領事アタッシェ

安 建勲 総領事秘書

呉 世海 職員

9月・10月の行事案内

後援行事

「2017年度 第2回公開研究会・懇親会」

日 時:9月16日(土)

研究会 14:00~17:00

懇親会 17:00~18:30

会 場:中統奨学館ビル4階

主 催:東海日中関係学会

共催行事

「2017中日経済交流懇談会」

日 時:9月20日(水)

第一部:講演会 16:30~18:00

「『一帯一路』構想と

中国のFTA戦略について」(仮題)

講 師:李光輝

商務部国際貿易経済合作研究院副院長

第二部:交流懇談会 18:00~19:30

参加費:無料

会場:東急ホテル 3階 第一部 バロック

第二部 ロマネスク

主 催:中華人民共和国駐名古屋総領事館

共 催:(一社)東海日中貿易センター

後援行事

「海外赴任者の危機管理対策と海外出張に伴う労務管理盲点」

日 時:9月26日(火) 14:30~17:30

講 師:服部英治 社会保険労務士

佐藤和之 社会保険労務士

会 場:名南経営本社研修室

(J P タワー名古屋34階)

定 員:60名

受講料:(一社)東海日中貿易センター会員

1社2名まで無料

主 催:(株)名南経営コンサルティング

後援行事

「第二回 日中友好・錦秋の集い」

名古屋中国春節祭 秋イベント

日 時:9月30日(土) 11時~19時 10月01日(日) 10時~18時

会場:中部国際空港 4階イベント広場

参 加:無料

内 容:日中両国の人気商品、食品、物産、雑貨、

書道文化など。中国旅行、留学の案内。

日中両国の伝統芸術・芸能:中国獅子舞、

雑技、民族歌舞ほか。

主 催:日中友好・錦秋の集いの会(名古屋中国春

節祭実行委員会・名古屋華助センター)

共 催:中華人民共和国駐名古屋総領事館

後援行事

日中国交正常化45周年記念

「第5回 和諧之声 二胡音楽会

~華 平和と友好の二胡の調べ~」

日 時:10月1日(日) 開演16:00~

会 場:名古屋市芸術創造センター

入場予定者:640名 入場料:2.000円/人

主 催:特定非営利活動法人チャン・ビン二胡演奏団

後援行事

「日中国交正常化45周年記念

中部地方日中民間友好写真展」

日 時:10月2日(月) 14:00~18:00

3日(火) 10:00~18:00

4日(水) 同

会場:名古屋国際センター4階第二展示室

参 加:無料

主 催:中華人民共和国駐名古屋総領事館

愛知・岐阜・三重・福井・石川・富山県

日中友好協会

上半期 訪日外客数 中国が第2位へ

日本政府観光局(JNTO)は7月19日、2017年上半期(1-6月)の訪日外国人客数(推計値)が、前年同期比17.4%増の1,375万7,300人となり、過去最高を更新したと発表した。

国・地域別で中国が第2位へ下落

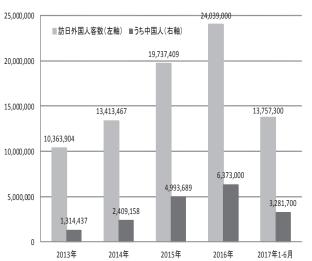
国・地域別では、格安航空会社(LCC)を中心に増 便による航空座席数の増加を背景に6月単月で前年 同月比63.8%増を記録した韓国が大幅な伸びを示し て、上半期は韓国からの訪日客が前年同期比42.5% 増の339万5.900人となり第1位へ返り咲いた。

第2位の中国大陸からの訪日客は前年同期比 6.7%増の328万1,700人とビザ発給要件の緩和や継続 的な訪日旅行プロモーションの効果もあり依然とし て増加傾向にあるが2位に転落した。

3位以下は、台湾228.8万人、香港108.34万人、ア メリカ69.65万人だった。

数では上位にならないが、インドネシアからの訪日客は前年同期比44.9%増の18.49万人、ロシアからの訪日客は同40.6%増の3.58万人と第1位の韓国同様に大幅な伸びを示した。

訪日外客数の推移 単位:人



中国の旺盛な消費は継続

国土交通省観光庁が7月19日に発表した 2017年 上半期(1-6月)の訪日外国人旅行の消費額(速報) は、前年同期比8.6%増の2兆456億円と推計され、 過去最高を更新した。

国籍・地域別に訪日外国人旅行消費額をみると、中国が7,400億円(構成比36.2%)とトップ、次いで、台湾2,870億円(同14.0%)、韓国2,357億円(同11.5%)、香港1,653億円(同8.1%)、アメリカ1,230億円(同6.0%)の順となっており、上位5カ国で全体の75.8%を占めた。

しかし、訪日外国人旅行者1人当たり旅行支出 (速報)は減少が続いており、第1四半期(1-3月) は前年同期比8.5%減の14万8,066円、第2四半期は 同6.7%減の14万9,248円となった。

中国人の1人当たり旅行支出については、第1四半期(1-3月)は前年同期比14.9%減の22万5,489円、第2四半期は同2.5%増の22万5,485円となった。第1四半期、第2四半期共に国・地域別で中国人1人当たりの消費は第3位となり、依然として旺盛な消費は続いているが、「爆買い」は落ち着いたと言える。

しかし、消費の費目別(宿泊、飲食、娯楽、買い物、交通費、その他)に見ると、中国、台湾、香港は、買い物の比重が最も高く、中でも中国は、宿泊費や交通費を抑えて買い物にかける比重が50%を超過しており、外国人の買い物代としては中国人の比重は依然として最も高い。

逆に欧米豪では宿泊費の比重が最も高く、それぞれ日本で何を楽しむかで、それにかけるお金が大きく異なる結果となった。

中国労働仲裁、労働裁判の法制度及び実務(7)

上海市華鑫法律事務所 弁護士 高秀智、高華鑫

(前号(6)の続き)

(7)判例7:「最高人民法院公報」2010年第3期公布 の典型的判例

①事実関係

甲はA社の従業員であり、月給は現地従業員の最低給与水準を下回っている。2007年3月23日、甲は公司にて業務の際負傷し、労働関連部門より労災と認定された。事故発生後、A社は甲の全医療費及び2007年4月17日から7月末までの看護費、栄養費3180元を支払っている。

2008年2月19日、乙、丙が開催した株主会にてA 社の解散が決議され、2008年2月19日工商官庁へ登 録抹消を申請した。

2008年6月30日、現地労働能力鑑定委員会の認定 により、甲は障害第10級と判定された。

2008年9月9日、甲は現地労働仲裁委員会へ仲裁を申し立て、乙、丙へ一括障害補助金、一括労災医療補助金、一時障害就職補助金、出勤停止期間給与及び鑑定費用等を含む労災保険待遇計34,523.68元を連帯責任で支払うよう求めた。

2008年9月10日、当該労働仲裁委員会は訴訟主体 資格不適格を理由に甲へ案件不受理通知書を発送し た。甲はこれを不服とし、現地裁判所へ起訴した。

②判決について

i. 第一審判決

第一審法院は本件審理を経て、本案の争点はA社の原株主である乙、丙は甲の労災について連帯で責任を負う必要があるかということである。

これについて第一審法院は、労働者の合法的な権利は法的に保護されるべきであると示した。本案では甲はA社での業務期間に負傷したため、労災待遇を享受するべきであると示した。しかし、A社は労災保険に加入していなかったことから、A社は法定基準に基づき従業員に対して労災保険待遇を与えなければならない。

A社は登録抹消時に主体資格は消滅しており、甲はA社を被告として起訴することはできない。そのため、乙、丙はA社の原株主及び清算委員会メンバーであるため、法定義務を履行しなければならない。

「中国会社法」第190条の規定では、清算委員会メンバーが故意または重大な過失により公司または債権者へ損失を与えた場合、賠償責任を負うとされている。本案において、乙、丙は甲が労災を負い、清算手続きの際甲へ労災待遇を給付しなければならないことを知りながら、これを行っていないことは甲の利益に重大な損害を与えたことになり、重大過失があったとみなされるため、乙、丙は甲の損失を賠償しなければならないと判断した。

乙、丙は甲が主張する労災医療補助金、障害就職補助金、出勤停止期間給与、鑑定費用については異議がないため、第一審法院は支持する。乙、丙は甲が主張する障害補助金の給与基準に異議があるが、第一審法院は、国務院「労災保険条例」第61条の規定では、本人給与とは労災を負った従業員が業務中に負傷し障害を負った、または職業病を患った前12ヶ月間の平均月給である。本人給与が当該地区従業員平均給与の60%を下回る場合、当該地区従業員平均給与の60%を基準とした計算するとされている。甲が主張する障害補助金は6076.8元(1688元×60%×6)であり、当該請求は法律規定に違反していないため、第一審法院は支持すると示した。

上述のことから、第一審法院は乙、丙へ、甲へ障害補助金、労災医療補助金、障害就職補助金、出勤停止期間給与及び鑑定費用計34,523.68元を連帯責任で支払うよう命じた。

ii. 第二審判決

乙、丙は一審判決を不服とし、第二審法院へ上訴 した。乙、丙は、甲が事故にあったのは2007年3 月23日であり、2007年12月4日に労災と認定され、 2008年6月30日に労災等級が10級と認定された。

A社は経営を継続することができずに解散、登録 抹消したものであり、解散清算及び工商登記抹消手 続きは甲の労災等級鑑定前に行った物であり、その ためA社解散時、乙、丙は甲が主張する労災保険待 遇が発生するかどうか分からず、A社も甲の労災保 険待遇が確定するまで解散しないという選択肢もな かった。乙、丙は清算委員会メンバーであるが、公 司財産を悪意を持って処理した過失はなく、悪意を 持って処置した事実もないことから、甲が主張する 労災保険待遇に対して責任を負うものではないと主 張した。

第二審法院は審理を経て、本案焦点は依然として 乙、丙が甲に対して連帯責任で労災保険待遇を給付 する責任があるかである。

乙、丙の上記主張について、第二審法院は、甲が 2007年3月23日の業務の際負傷し、同年12月4日に は労災と認定され、この時点から労災保険待遇を享 受すると考える。労災等級鑑定結果は労災保険待遇 の具体的な内容を決定する主な根拠であり、甲の労 災等級鑑定結果がまだでておらず、労災保険待遇の 具体的な内容、金額が確定していないとしても、甲 の労災保険待遇の発生に影響を与えない。A社は解 散前、株主である乙、丙は甲が労災を負った事実を 理解していることから、A社が解散清算する際、甲 の労災等級は鑑定結果で出ていなくとも、A社の清 算委員会である乙、丙は甲が労災と認定され、当時 労災等級鑑定を行っている状況において、甲の労災 待遇給付問題を考慮していないことは、甲へ重大な 損失を与えるものであり、これは明らかに重大過失 である。会社法の関連規定に基づくと、清算委員会 メンバーが故意または重大過失により公司または債 権者へ損失を与えた場合、賠償責任を負うと規定さ れているため、乙、丙は甲へ賠償責任を負わなけれ ばならないと判断した。

上述のことから、第二審法院は上訴を棄却し、原 判決を支持すると判断を下した。

(3)解説

本案は労災を負った従業員を抱える公司が、労災 責任を負う前に解散清算を行った際に発生した紛争 である。

まず、「中華人民共和国労働法」、「労災保険条例」

等関連法律法規規定では、公司は従業員を労災保険 へ加入させなければならない、労災保険に加入して いない期間に労災を負った従業員に対して、公司は 法律法規規定基準の労災保険待遇項目に従い、関連 費用を支払わなければならないとされている。

会社清算解散過程において、従業員の労災事故が 発生した場合、清算委員会が清算時これを考慮し、 補助金等を支払わなければならない。本案において は、乙、丙の両名の株主が清算委員会メンバーであ り、清算時には甲が労災と認定されたことを知りな がら、具体的な等級鑑定結果がまだ出ていないこと を理由に、清算時甲の労災待遇給付問題について考 慮しなかったことは、甲の利益に重大な損害を与え るものであり、これは清算委員会の重大な過失であ ると考える為、第一審法院及び第二審法院は、乙、 丙は清算委員会のメンバーとして、甲へ連帯賠償責 任を負うと判断した。

このことから、公司解散清算時には従業員の待遇 について合理的に処理しなければならず、労災や病 気休暇中の従業員については、公司は慎重に処理し なければならない。

(8)判例8:案件番号(2014)深中法労終字第2536号 ①事実関係

B社とC社は香港のD社が中国にて独資で設立し た子会社である。2009年9月21日、D社と外国籍丁 は雇用契約を締結し、双方は即日からD社にて丁を 雇用し、契約期限は無期限、丁の給与は毎月25,000 香港ドルと約定した。同時に、丁の勤務時、随時出 張及び別の地点で業務を行う可能性があると約定し

その後、丁はD社からB社及びC社へ派遣され、 両会社近くに住んでいた。2010年8月9日、B社は 丁所在地の人事所轄官庁にて業務許可証及び就業ビ ザの申請を行い、業務許可期限は2010年8月13日、 及び2013年6月28日(期限は2度延長された)であ る。また、「外国人(台港澳)就業状況表」では、契約 は「労働契約」とされ、契約期限は2011年8月15日か ら2013年9月14日であった。

2011年4月4日、B社は「在職証明」を発行し、B 社が丁は2010年9月1日にB社へ入社し、営業高級 管理職を担当し、月収12,000元であると証明した。

丁はB社及びC社での勤務期間中、B社とC社は同

一労働同一賃金を行っておらず(同年代、同様の業務を行っている他の従業員の給与が高い等)、残業代等も支払っていなかったことから、自身の利益を損害していると考えた。その後、丁は、2013年6月14日頃B社とC社へ余儀なく労働関係を解除することを口頭で伝え、同時に2013年7月5日にEMSにて「強制労働関係解除通知書」をB社及びC社へ送付した。これについてB社及びC社はその事実を認めていない。

2013年6月21日、丁は現地労働仲裁委員会へ労働仲裁を申し立て、B社及びC社へ残業代の支払い及び労働契約解除補償金の支払いを求めた。2013年9月6日、労働仲裁委員会は裁決を下し、丁の全仲裁請求を却下した。丁はこれを不服とし、現地裁判所へ起訴した。

②判決理由

i. 第一審判決

第一審法院は審理を経て、本案焦点を以下の3点 とした。

(1)丁とB社、C社間に労働関係が存在したのか 丁は外国人であり、D社と丁が締結した雇用契約 では、D社が丁をB社、C社へ派遣したことが証明 される。しかし、一審法院は、B社、C社の主張で は、D社は臨時的な事務を処理させるため丁をB社、 C社へ派遣しており、業務許可証及び就業ビザを申 請する必要はなく、普通ビザで臨時業務を完了させ ることが出来るとされている。但し、丁がB社、C 社へ出向した際、人事所轄官庁に就業許可を取得し ただけではなく、労働契約についても届け出を行 い、出入国所轄官庁にて就業ビザの申請を行い、更 に丁が提出した不動産賃貸契約等証拠によると、丁 は比較的長期間中国にて就業しており、中国にて合 法的に就業している外国人である。そのため、丁と B社、C社間の争議は中国の法律が適用される。

中国関連規定では、雇用企業が外国人を雇用する場合、就業許可を申請しなければならず、雇用される外国人と労働契約を締結しなければならないとされている。D社が丁をB社、C社へ派遣した証拠があるとしても、B社とC社は法に基づき丁と労働契約を締結し、業務期間合法的な待遇を提供しなければならない。

そのため、一審法院は丁とB社間には労働関係が

存在し、その後C社へ派遣された事実について認可 し、B社とC社の株主は同一であり、法定代表者も 同一である関連企業であることから、B社とC社は 丁の合法的な労働権益に損害を与えたことについて 共同責任を負わなければならない。

(2)残業代について

法規定では、残業の事実は労働者が立証しなければならないが、残業時間については雇用企業が立証しなければならない。丁は終業後もメール等で生産部門や執行部門等へ指示を与えており、残業の事実を証明できるという証拠を多数提出し、B社は丁の出勤記録の提出を拒否したことから、不利な結果を負わなければならない。丁は残業時間を業務日各2時間、毎週10時間と主張し、一部証拠はあるが、状況が長期に亘って存在している証明にはならなかった。丁はパスポートのビザ頁を提出し、深セン、香港をよく行き来しており、丁はD社との雇用契約をまだ履行しており、香港に何度も戻り会社事務を処理していると主張し、これらに基づき、一審法院は業務日に毎日1時間の残業を行っていたと裁量し、最終的に丁の残業代を54,000元と認定した。

(3)労働契約解除経済補償金について

丁は2013年7月5日にEMSにて「強制労働契約解除通知書」をB社、C社へ送付したと主張したが、丁が労働仲裁員会へ労働仲裁を申し立てたのは2013年6月21日であった。これら状況を総合すると、丁が、B社が残業代を支払わないことを理由に辞職したと認定することができず、丁は自主的に辞職したものとみなし、B社とC社は労働契約解除経済補償金を支払う必要はない。

上述のことから、第一審法院はB社及びC社へ残業代計54,000元を支払うよう命じ、丁のその他訴訟請求を棄却した。

ii. 第二審法院判決

丁は第一審判決を不服とし、第二審法院へ上訴した。上訴状には、丁が離職した際、口頭にてB社及びC社へ残業代と経済補償金の支払いを求めたが、両社は相手にしなかったため、丁は労働仲裁を申し立てることにより態度を表わそうと思い、離職時「強制労働関係解除通知書」を送付しなかった。そのため、第一審法院が丁は自主的に辞職したと判断したことは間違いであり、判決を改める様主張した。

同時に、B社及びC社も第一審判決を不服とし、 上訴した。上訴状には、(1)丁は派遣元であるD社 と雇用契約を締結しており、事実上D社が丁の給与 を支払っている、B社が丁の「外国人就業証」を申請 したり関連届け出手続きを行ったことは、法律規定 の形式要件を満たすためのみであり、これを基にB 社、C社と事実上の労働関係があったと認定するべ きではない、(2)丁とB社、C社間にて労働関係が あったとしても、丁が残業代を主張する場合、残業 の事実を立証しなければならない。第一審法院は メールのコピーのみで残業の事実を認定したこと は、証拠の証明規則に違反する、(3) B社とC社は 合法的に登録された独立した企業法人であり、株主 は共にD社であるが、B社、C社、D社はそれぞれ異 なる法律主体であり、B社とC社は他の法人のため に法的責任を負う義務はない、と主張した。

第二審法院も焦点は以下の3点であると示した。 (1)丁とB社間に労働関係が存在していたか

「外国人の中国における就業管理規定」第5条の規定では、雇用企業が外国人を雇用する場合、外国人就業許可を申請しなければならず、「中華人民共和国外国人就業許可証書」を取得後、雇用することが出来るとされている。本案では、B社は丁の外国人就業許可証を申請し、人事所轄官庁が作成した「外国人(台港澳)就業状況表」でもB社と丁は2011年8月15日から2013年9月14日までの労働契約を締結していると示されている。そのため、二審法院もB社と丁間には労働契約関係が存在していると考える。

(2)残業代について

労働法律法規の関連規定では、労働者が残業代を主張する場合、残業の事実について立証しなければならない。但し労働者が、雇用企業が残業の事実が存在している証拠を持っていると証明できる場合、雇用企業が提出しない場合、雇用企業は不利な結果を負わなければならないとされている。本案において、丁は残業の事実が存在していると主張し、電子メールのコピー等を提出し、これをB社及びC社は認可せず、他の証拠が存在していない状況ため、二審法院は支持しない。丁はB社が残業の事実を証明する証拠を持っているが提出を拒んでいるという証拠も提出していないため、丁が立証不能の不利な結果を負わなければならず、二審法院は丁が主張する残業代について支持しない。

(3)労働契約解除経済補償問題について

第二審法院は、B社が丁へ残業代を支払っていないという状況が存在しない場合において、丁がこれを理由としてB社へ余儀なく労働関係を解除すると示したことに対して、B社は労働関係解除経済補償金を支払う必要はないと判断した。

上述のことから、第二審法院は原判決を取消し、 B社、C社は丁へ残業代を支払う必要はないと示し、 丁の上訴を棄却した。

③解説

実務上、多数の外資企業では業務上の需要を鑑み 外国人従業員を雇用することがある。この場合、外 国籍従業員と公司間にて労働紛争が発生すると、労 働契約主体、雇用形式が異なる等各種要素を考慮し なければならず、具体的に紛争が発生すると状況が 複雑になることが多い。本案は従業員が国外から派 遣され、派遣先企業との間で発生した判例である。

本案において、丁は国外の親会社から中国国内の子会社へ派遣された外国籍従業員であるが、第一審法院は、中国国内の子会社が丁の業務許可証及び就業ビザを申請し、丁が提出した不動産賃貸契約からも、丁が長期間中国国内で業務を行っている外国籍就業者であると判断できると示した。「外国人の中国における就業管理規定」の関連規定では、雇用企業は外国人の就業許可を取得しなければならず、「中華人民共和国外国人就業許可証」を取得後、雇用することが出来ると規定されている。また、雇用企業と雇用される外国人は労働契約を締結しなければならないとされており、丁とB社間では労働契約が存在していたことから、B社と丁間では労働関係があったとみなされる。

この点について、第二審法院も同様の見解であり、B社は丁の就業許可証を申請し、B社が丁と労働契約を締結したという証拠も存在したことから、B社と丁間の労働関係について、支持した。

本案を鑑みると、国外から中国国内へ派遣され業務を行う場合であっても、中国国内企業がビザ等を申請し、労働契約を締結すると、双方間に労働関係が存在し、中国労働法の保護を受けると裁判所が認定する可能性もある。但し、外国籍の従業員を雇用する方法は様々であり、具体的に裁判所がどのように判断するのか、案件毎に具体的に検討するのがよ

いと考える。

また、立証責任については、主張する側が負うとされているが、労働仲裁の場合、企業側が様々な資料を保管しており、従業員が入手することが出来ない、または入手することが難しい場合も多い。労働仲裁ではこの点について従業員側に配慮し、企業が証拠を保有していることを従業員が証明できる場合、企業が立証しなければならない。

例えば本案の場合、タイムカードや出勤表等、出 退勤時間が把握でき、残業の有無、時間等がわかる 証拠物を企業が持っているという事実を従業員が証 明できる場合、立証責任は企業側に移る。企業が提 出を拒んだ場合、企業は立証不能の不利な責任を負 わなければならない。

<執筆者プロフィール>

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大学法律学院(民商法)卒 業後、慶應義塾大学大学院法学研 究科博士前期課程を修め、2012年4 月に上海市華鑫律師事務所に入所、 対中取引、日系在華企業の企業法 務を担当。



弁護士 高華鑫

上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年6月から日本の大江橋法律事務所にて勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年5月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年6月に(一社)東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。



西安デスクNEWS //

第1回世界西商大会(ビジネス交流会)を西安市で開催

8月19~20日の2日間、西安市で「第1回世界西 商大会」を開催した。

本大会は、「一帯一路・新経済、新活力、新西安」をテーマに、国内外の代表者や、西安市の経済発展を願い、且つ影響力のある著名人を一同に西安市に招き、力を結集して「西商」ブランドを興し、力を合わせて西安市に新たな一章を綴ることを目的にしている。

「西商」とは、本来明朝時代に活躍した陝西省・山西省の商人からなる「商人集団」の呼称で、当時は徽商(安徽省周辺)との間で2大勢力を誇っていた。西安市委員会は、この「西商」という表現を新たに掲げ、大会名に採用した。

本大会の招待者には、中国科学院院長・党委員会 書記の白春礼氏、前レノボ総裁・董事局主席で、現 レノボ集団・董事局名誉主席で、高級顧問の柳伝志 氏、文化学者の余秋雨氏等、科学・文化の分野及び 企業を代表する著名人がシルクロード経済ベルトの 新起点である西安市に集い、知恵と経験とぶつけあ い、重要計画を打ち立てる場として期待されている。

速報によると、本大会で協議されたプロジェクト は約160項目で、内容は新エネルギー車、新材料、 旅行、金融、環境保護等、多くの分野に亘り、成約

額(見込含む)は約6,400億元であった。

今年に入り、西安市は投資環境の再構築に注力しており、吉利汽車(自動車)、海航集団(航空)、京東(Webサービス)等大きなプロジェクトが相次いで決まり、都市環境も改善し、人材育成も進み、都市としての競争力が高まっている。





東海日中西安デスク 代表 賈育林 (西安国際港務区投資 合作促進局 局長助理)

〈中国短信〉

◆上半期の地方GDP出揃う

2017年上半期(1~6月)の中国31省・自治区・直 轄市の主要経済指標が出そろった。

【各地方政府のGDP実績と成長目標】

順		17年上半期実績				
位	省市	絶対値 (億元)	成長率% (ポイント)			
-	中 国	381,490.00	6.9 (0.2)			
1	広東省	41,957.84	7.8 (0.4)			
2	江蘇省	40,821.20	7.2(▲1.0)			
3	山東省	35,017.39	7.7 (0.4)			
4	浙江省	23,383.00	8.0 (0.3)			
5	河南省	20,307.72	8.2 (0.2)			
6	河北省	16,404.90	6.8 (0.2)			
7	四川省	16,080.30	8.2 (0.7)			
8	湖北省	15,871.39	7.8(•0.4)			
9	湖南省	15,275.51	7.6 (±0)			
10	上海市	13,908.57	6.9 (0.2)			
11	福建省	13,289.77	8.3 (±0)			
12	安徽省	12,645.40	8.5(▲0.1)			
13	北京市	12,406.80	6.8 (0.1)			
14	遼寧省	10,296.80	2.1 (3.1)			
15	陝西省	9,581.10	8.2 (1.0)			
16	天津市	9,386.87	6.9(42.3)			
17	重慶市	9,143.64	10.5(•0.1)			
18	江西省	8,961.20	9.0(▲0.1)			
19	内モンゴル自治区	8,465.70	6.6 (▲0.5)			
20	広西チワン族自治区	8,179.81	7.2 (±0)			
21	山西省	6,577.91	6.9 (3.5)			
22	雲南省	6,447.81	9.5 (2.9)			
23	吉林省	6,124.22	6.5(▲0.2)			
24	黒龍江省	6,108.00	6.3 (0.6)			
25	貴州省	5,732.35	10.4(•0.1)			
26	新疆ウイグル自治区	4,362.98	7.2(▲0.8)			
27	甘粛省	2,993.02	5.0(▲2.8)			
28	海南省	2,198.23	7.5(▲0.6)			
29	寧夏回族自治区	1,397.60	8.6 (0.7)			
30	青海省	1,204.30	7.6(▲0.7)			
31	チベット自治区	555.41	10.8 (0.2)			

域内総生産(GDP)の首位は広東省の4兆1958億 元(7.8%増)、2位は江蘇省の4兆0821億元(7.2% 増)、3位は山東省の3兆5017億元(7.7%増)だった。 上位4~10位は、浙江省、河南省、河北省、四川 省、湖北省、湖南省、上海市の順。広東省と江蘇省 は上半期で初めて4兆元を突破、河南省は初めて 2兆元を突破した。

成長率別では、首位がチベット自治区の10.8%、 2位は重慶市の10.5%、3位は貴州省の10.4%で、い ずれも2ケタ成長を遂げた。4位は雲南省、5位は 江西省と中西部地域が上位を占めた。

ワースト3は、遼寧省の2.1%、甘粛省の5.0%、 黒龍江省の6.3%だった。

◆海外からの廃棄物輸入を全面禁止へ

7月18日、中国国務院弁公庁は「海外の廃棄物輸 入を禁止し、固体廃棄物の輸入管理制度改革の実施 推進に関する方案」を発表し、廃プラスチックなど 資源として再利用できる廃棄物の輸入を、今年末か ら禁止すると発表した。

1980年代から資源不足の解消を目的に、国外から の再生可能固体廃棄物の輸入を行って来たが、一部 の環境保護の意識が低い地域、企業による輸入固体 廃棄物が国民の健康や環境に影響を与えるケースが 増えており、固体廃棄物の管理制度を整備し、固体 廃棄物の回収、利用管理を強化することで、循環型 経済の発展に力を入れるほか、環境を確実に改善 し、中国の生態環境の安全や国民の健康を守るのが 狙いとされる。

同方案では、今年末までに、生活ゴミである廃プ ラスチック、分類されていない古紙、紡績原料の廃 棄物、バナジウム・スラグなど、環境及び国民の健 康への影響が大きい固体廃棄物の輸入を禁止するほ か、2019年末までに、中国国内資源で代替できる固 体廃棄物の輸入も段階的に停止するとしている。

また、国外からの輸入を制限する一方で、国内 の固形廃棄物のリサイクルも進めていき、2015年 に2億4,600万トンだった固形廃棄物の回収量を、 2020年には3億5.000万トンまで引き上げるとして いる。

<法案の原文>

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-07/27/ content_5213738.htm

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易(日本側統計)

単位:億円、%

年 月	· 輸出		輸	輸 入		差引	
十 万	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備考	
2011年	129,021	▲ 1.4	146,419	9.2	▲ 17,398	赤字拡大	
2012年	115,091	▲ 10.8	150,387	2.7	▲35,296	赤字拡大	
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲ 50,348	赤字拡大	
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大	
2015年	132,293	▲ 1.1	194,204	1.3	▲ 57,950	赤字拡大	
2016年	123,619	▲ 6.5	170,164	▲ 12.4	▲ 46,544	赤字縮小	
2017年7月	12,114	17.6	14,675	13.1	▲ 2,561	赤字縮小	
2017年1-7月	81,471	17.7	102,787	5.2	▲ 21,316	赤字縮小	

出所:日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

7月の国・地域別の貿易

単位:億円、% 7月の主な増減品目

輸出

輸入

単位:%、ポイント 伸率 寄与度

1.8

1.2

1.1

2.6

0.8

0.4

35.3

21.4

27.2

35.9

23.7

4.4

			金 額	構成比
	総額	Ą	64,949	100.0
本△		アメリカ	13,187	20.3
輸出	内	ΕU	7,211	11.1
111	訳	アジア	34,951	53.8
		うち中国	12,114	18.7
	総額	Ą	60,761	100.0
志今		アメリカ	6,717	11.1
輸入	内訳	ΕU	6,882	11.3
	訳	アジア	30,261	49.8
		うち中国	14,675	24.2

出所:日本・財務省

増加

増加

3

1

2

3

出所:日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

名古屋税関管内の対中貿易

単位:億円、%

								十四、四11/
年月		輸 出			輸 入		差	引
十月	金額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金額	備考
2011年	22,941	2.6	17.8	18,835	15.4	12.9	4,106	黒字縮小
2012年	20,594	▲ 10.2	17.9	19,512	3.6	13.0	1,082	黒字縮小
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲ 4.3	19.1	20,674	▲ 13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年7月	2,452	23.9	20.2	1,778	12.0	12.1	674	黒字拡大
2017年1-7月	15,811	20.6	19.4	1,2469	3.4	12.1	3,342	黒字拡大

出所:名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港:名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港

国際空港:中部空港、静岡空港

7月の国・地域別の貿易

単位:億円、%

7日の主た増減品日 単位・% ポイント

概況品名 科学光学機器

電算機類(含周辺機器)

音響映像機器(含部品)

自動車の部分品

電気回路等機器

通信機

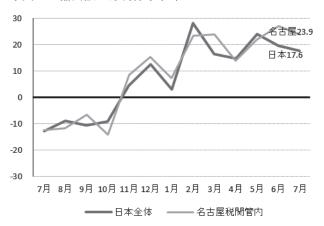
			金 額	構成比
	総額	Ą	15,285	100.0
±4.		アメリカ	4,267	27.9
輸出	内	ΕU	2,187	7 14.3
111	訳	アジア	5,789	37.9
		うち中国	2,452	16.0
	総額	Ą	7,358	100.0
本本		アメリカ	620	8.4
輸え	内	ΕU	829	11.3
	訳	アジア	3,928	53.4
		うち中国	1,778	3 24.2

7月の土な増減而日			平世.%	0、 かイント		
			概況品名	伸率	寄与度	
	増加	1	自動車の部分品	19.3	4.5	
輸出	增加	2	科学光学機器	147.5	2.0	
	減少	1	金属加工機械	32.6	1.4	
	増加	1	魚介類及び同調製品	83.0	0.9	
輸入	增加	2	事務用機器	31.8	0.8	
	減少	1	原動機	▲29.7	▲0.9	
出所:	出所:名古屋税関					

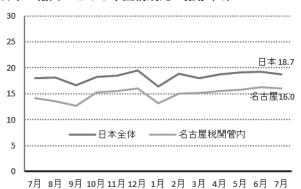
出所:名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

中国への輸出額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



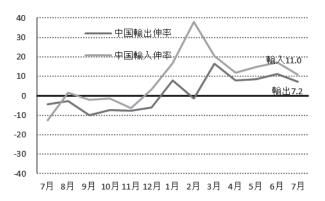
中国の貿易

単位:億ドル(金額)、% (伸率)

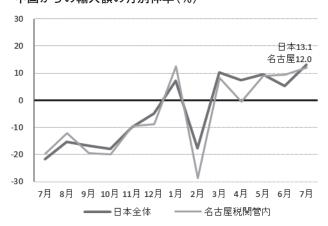
年月	輸	出	輸	入
平月	金 額	伸 率	金額	伸 率
2010年	15,778	31.3	13,962	38.8
2011年	18,986	20.3	17,436	24.9
2012年	20,489	7.9	18,178	4.3
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲ 2.8	16,821	▲ 14.1
2016年	20,974	▲ 7.7	15,875	▲ 5.5
2017年7月	1,936	7.2	1,469	11.0
2017年1-7月	12,408	8.3	10,091	17.7

出所:中国税関総署

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

中国の外資導入

単位:件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

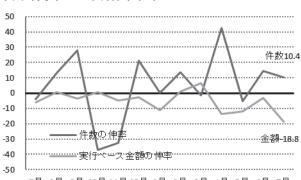
年 月	件	数	実行ベース金額		
平 月	件数	伸 率	金 額	伸 率	
2010年	27,406	16.9	1,057.4	17.4	
2011年	27,712	1.1	1,160.1	9.7	
2012年	24,925	▲10.1	1,117.2	▲3.7	
2013年	22,773	▲8.6	1,175.9	5.3	
2014年	23,778	4.4	1,195.6	1.7	
2015年	26,575	11.8	1,262.7	5.6	
2016年	27,900	5.0	1,224.3	▲3.0	
2017年7月	2,650	10.4	64.9	▲18.8	
2017年1-7月	17,703	12.0	707.9	▲8.9	

出所:中国商務部 ※金融セクターを除く。

金額は中国人民銀行発表のレートで元からドルに換算。

7月の平均レート:1ドル=6.7654元 1-7月の平均レート:1ドル=6.8568元

中国外資導入の月別伸率(%)



7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

中国の物価動向

消費者物価指数 СР I (%)

	7月	1-7月
消費者物価指数	1.4	1.4
うち都市	1.5	1.5
農村	1.0	1.0
うち食品	▲ 1.1	▲ 1.9
食品以外	2.0	2.3
うち消費財	0.5	0.6
サービス	2.9	2.9

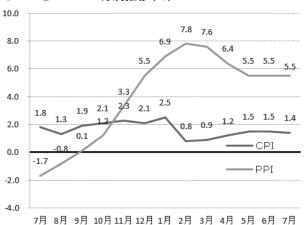
出所:中国国家統計局

工業生産者物価指数 P P I (%)

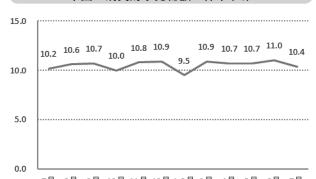
	7月	1-7月
工業生産者物価指数(PPI)	5.5	6.4
うち生産資材	7.3	8.6
うち採掘	15.8	26.2
原材料	9.3	12.4
加工	5.8	5.7
生活資材	0.5	0.7
うち食品	0.4	0.6
衣類	1.2	1.3
一般日用品	0.6	1.2
耐久消費財	0.0	▲0.2
工業生産者仕入物価指数	7.0	8.5
うち燃料、動力類	10.7	15.5

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数=卸売指数 出所:中国国家統計局

CPIとPPIの月別推移(%)

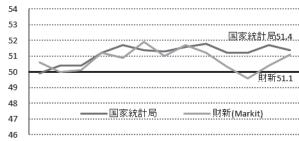


中国の消費財小売総額の伸率(%)



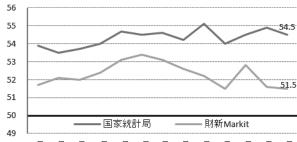
7月 8月 9月 10月 11月 12月 1-2月 3月 4月 5月 6月 7月 出所:中国国家統計局 中国の景気先行指数

製造業PMI



7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 ※製造業 PMI = 製造業購買担当者景気動向指数 景気後退 < 50 < 景気拡大

非製造業(サービス業) P M I



7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

中国の固定資産投資

1-7月の固定資産投資

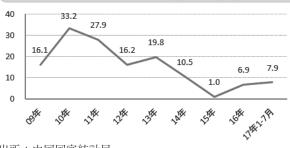
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		337,409	8.3
産業別	第一次	10,677	14.4
	第二次	127,150	3.4
	第三次	199,583	11.3
地域別	東部	145,328	9.2
	中 部	87,344	8.5
	西部	87,486	10.6
	東北	14,665	▲ 9.3

固定資産投資の伸率(%)



出所:中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所:中国国家統計局

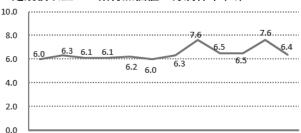
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	7月	1-7月		
一定規模以上の工業生産	6.4	6.8		
内訳 鉱業	▲ 1.3	▲ 1.0		
製造業	6.7	7.3		
電気・ガス・熱・水生産供給業	9.8	8.3		
内訳 国有企業	6.7	6.3		
集団企業	▲3.6	1.1		
株式制企業	6.7	7.0		
外資系企業	6.7	6.7		

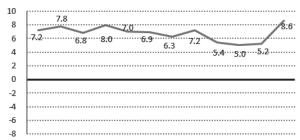
出所:中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



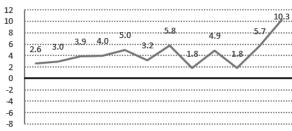
7月 8月 9月 10月 11月 12月 1-2月 3月 4月 5月 6月 7月 出所:中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



7月 8月 9月 10月 11月 12月 1-2月 3月 4月 5月 6月 7月 出所:中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



7月 8月 9月 10月 11月 12月 1-2月 3月 4月 5月 6月 7月 出所:中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



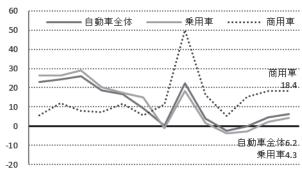
中国の自動車販売台数

台数:万台

年月	自動車		
平月		乗用車	商用車
2011年	1,850	1,447	403
2012年	1,930	1,550	381
2013年	2,198	1,793	406
2014年	2,349	1,970	379
2015年	2,460	2,115	345
2016年	2,803	2,438	365
17年7月	197	168	29
17年1-7月	1,532	1,293	239

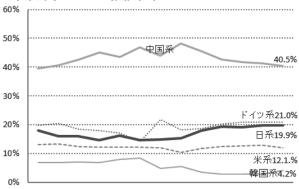
出所:中国汽車工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)

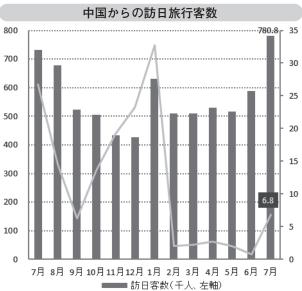


7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

日系乗用車のシェア推移(%)



7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月



- 伸率(%、右軸)

出所:日本政府観光局